

CSRの推進

神戸製鋼グループは、企業としての社会的責任(CSR)を果たすことをグループ経営の重要な施策と位置付け、企業倫理綱領に基づくさまざまな環境・社会貢献活動を推進しています。

コンプライアンスの強化や環境への配慮を基本に、多様なステークホルダーの皆様の満足度をさらに高めていくことで、社会とともに持続的に発展する企業グループを目指します。

CSR推進体制

当社グループのCSRに関する基本方針の決定およびその活動を集約する機関として、2006年より「CSR委員会」を設置しています。

また、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、重要事項に関する審議・提言・進捗確認を行っています。

CSR委員会の下部組織である報告書作成部会では、これらのCSRに関する活動を取りまとめ、「環境・社会報告書」として発行しています。

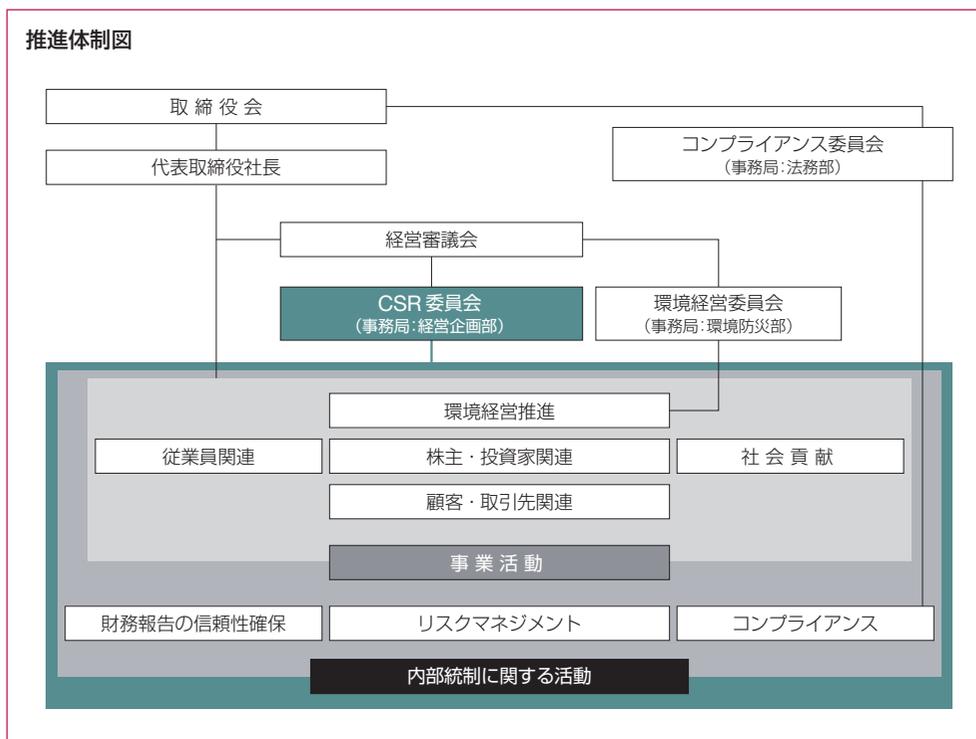
コーポレート・ガバナンス

当社は、企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、企業の自己管理能力と自己責任が以前にも増して強く求められ、法令遵守に対する真摯な取り組みと、有効な企業統治なくしては企業の存立と企業価値の向上はありえないと強く認識しています。

コーポレート・ガバナンス(企業統治)

経営体制の考え方

当社は、「委員会設置会社」のように経営の監督と執行を完全に分離するのではなく、会社事業に精通した者が中心となってより機動的な経営を行う「監査役設置会社」です。加えて、より一層の透明性、公正性が担保された体制を目指して、社外取締役の選任や監査体制の強化などに取り組んでいます。



取締役会、監査役

取締役会の構成

取締役会は、当社の定款第18条で15名以内と定めておりますが、活発かつ幅広く議論が行われるよう、社長のほか、本社部門で重要な役職を担う取締役、重要な5つの事業部門の長たる取締役に加えて、より一層の透明性、公正性を担保するため、当社と利害関係のない社外取締役2名を置き、合計11名で構成されています。社外取締役2名は、社外取締役としての役割のほか、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づき設置されている独立委員会の委員も務めています。独立委員会は、当社に対し大規模買付者による提案が行われた際に招集されるほか、半期に1回、定時委員会を開催し、当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行うことで、有事において公正中立かつ適切な意見を取締役会に提言できるように備えています。

監査役の構成

監査役は、会社法上、3名以上を置き、そのうち半数以上を社外監査役とすることが義務づけられていますが、当社

は、より透明性・公正性が担保され、監査機能が果たされるよう、5名の監査役を置き、うち3名は法曹界、金融界、産業界出身の社外監査役で構成されています。

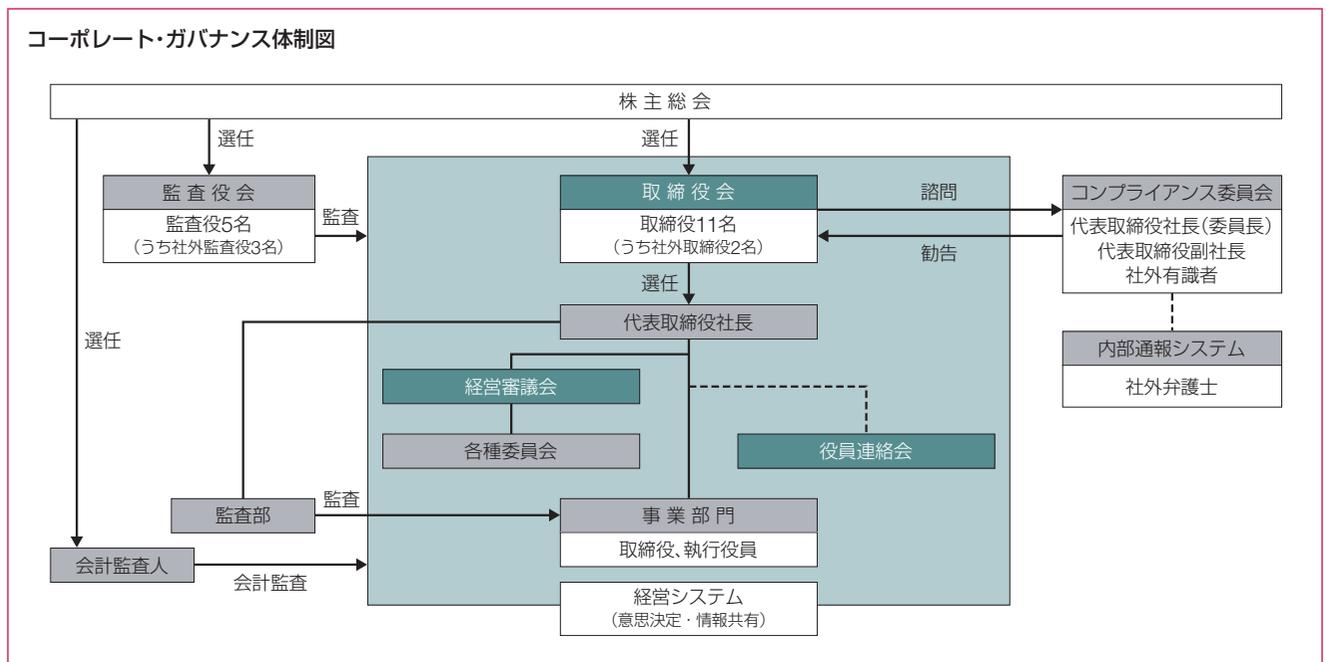
このように、社外取締役2名と社外監査役3名の招聘により、当社の取締役会には、業務執行から切り離され、かつ公正中立な立場にある5名の者が出席する体制となっております。当社のガバナンス体制の向上が図られていると考えています。

業務執行の仕組み

取締役と執行役員

株主総会にて株主から選任され、株主および取引先等関係者に対し法的責任を負う取締役が業務執行の中核を担い、主要な事業部門の業務執行を統括し、これらの取締役の指揮のもとで執行役員が業務の執行を分担しています。当社の執行役員は、法定の機関ではありませんが、取締役会で選任され、取締役社長から委嘱された業務を執行する重要な役職であると当社は位置付けています。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役および執行役員の任期は1年としています。



経営システム

事業ユニットごとの収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして、社内カンパニー制を1999年より導入していましたが、当社グループが時代の変化に対応するためには、多様な事業を営む当社グループのメリットを最大限発揮すべく、事業ユニット間のバリアを低くし、グループ内の連携を強化することが急務であるとの認識のもと、2010年4月より事業部門制度に移行しています。

こうした体制のもと、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」(四半期に1回開催)および「経営審議会」(月2回開催)を開催しています。

また、業務を執行する取締役、執行役員および技監ならびに社長の指名する関係会社の社長および役員を構成員とする「役員連絡会」(四半期に1回開催)を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図っています。

このほか、会社の経営全般に及ぼす影響度が高い事項を、社長または上位職位の諮問を受けて関係者が審議する場所として委員会を設けることがあります。

内部監査、監査役監査および会計監査の体制

内部監査

内部監査については、独立した監査組織として監査部を設置しています。特にコンプライアンス、環境、情報セキュリティ等の各監査については、それぞれの統括部門が監査部と共同あるいは連携して監査を実施しています。

会計監査

会計監査については、あずさ監査法人に所属する3名の公認会計士が監査業務を執行しております。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士および会計士補等が行っています。

内部監査、監査役監査および会計監査の連携

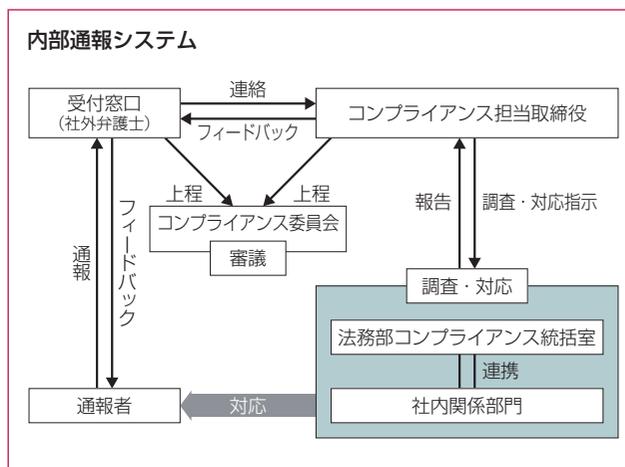
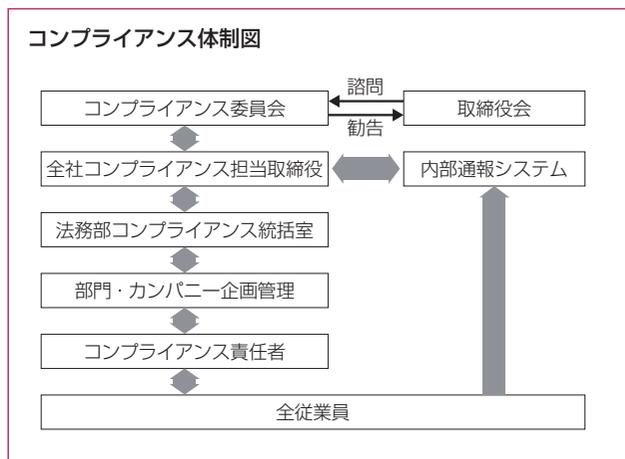
監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画および監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っています。また、必要に応じて会計

監査人の往査に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を受けています。加えて、監査役は、内部監査部門等から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス委員会

取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、さまざまな取り組みを実施しています。具体的には、コンプライアンスの推進計画の立案と進捗状況の確認のほか、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役に上程するなど、コンプライアンス経営の実効性を高めております。



企業倫理綱領

「企業倫理綱領」は、当社が法令を遵守し、より良い会社になるための理念と具体的な行動指針を定めたものです。同綱領は「企業倫理規範」と「企業行動基準」によって構成され、主なグループ会社においても制定されています。

「企業倫理規範」は、当社がさまざまな企業活動を行っていく上で、会社および役員・社員が遵守すべき規範であり、次の内容の規範を定めています。

(神戸製鋼所「企業倫理綱領」より)

1. 法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行う。
2. 安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献する。
3. 社員の人格・個性を尊重し、ゆとりのある豊かな職場環境を実現する。
4. ステークホルダー(利害関係人)の立場を尊重する。顧客、取引先、社員、株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める。
5. 地域社会に貢献する良き「企業市民」たることを目指す。
6. 地球環境の保全と豊かで住みやすい社会づくりに貢献する。
7. 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に寄与する。

「企業行動基準」は「企業倫理規範」を日々の業務活動の中で実践できるように、とりわけ重要な行動の基準となるべき内容について具体的に定めたものです。また、「企業行動基準」の各項目については、その内容をさらに詳しく解説した運用マニュアルを作成し、従業員への徹底に勤めています。



リスク管理活動について

当社は、コンプライアンスに対する「感度」の高い組織文化を醸成することを目指して、「リスク管理活動」に取り組んでいます。

具体的には、法令や社会の変化を踏まえた全社に共通するコンプライアンスリスクに加えて、各部門が、事業の中にあるリスクを独自に抽出・点検した上で、各種の社内規程

や、マニュアルなどを参照しながら、毎年、リスク管理計画を策定します(Plan)。次に、各部門では、この計画を実行し(Do)、点検し(Check)、翌年のリスク管理計画に改善点を反映させる(Action)という、1年ごとにPlan、Do、Check、Action(PDCA)のサイクルを回す活動を行っています。

このほか、全社のリスク管理活動のPDCAサイクルがきちんと回るように本社スタッフ部門を中心とするメンバーが事業所を訪問し、拠点ごとのコンプライアンス統括室兼務者と連携をとりながら進捗状況を確認する取り組みも進めています。

また、実効性を担保するために、各部門の1年間の活動結果を経営トップが確認した上で、次年度以降の計画につなげています。

「リスク管理活動」を基軸に、諸施策も連動させて、よりコンプライアンスへ高い「感度」を持った企業風土を目指します。

グループ会社のコンプライアンス体制

当社グループでは、グループ各社においてコンプライアンス委員会の設置、「企業倫理綱領」の制定、内部通報システムの導入を実施しています。各社には「コンプライアンス担当役員」と「コンプライアンス推進担当管理職」を設置し、当社と連携しながら各社での取り組みを進めています。また、グループ会社においても、当社と同様に、リスク管理活動に取り組んでいます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社支配に関する基本方針」)

基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引の中で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行われることなく、突如として株式等の大規模買付けが行われる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすお

それのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連などさまざまな事業を行っており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、さまざまな事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これらすべてが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行われる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行われている大型のM&A案件を見ると、友好的に行われる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行う事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意なく行われる大規模買付行為においても、友好的に行われるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手

続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

2011年6月23日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取り組みとして、次のプラン(以下、「本プラン」といいます。)のご承認をいただきました。

【本プランの概要】

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行われる場合に、以下の手順を定めています。

1. 必要情報の提供

当社株式を大規模に買い付ける者に対して、大規模買付者の提案が企業価値および株主共同の利益を高めるものか否かを株主および取締役会が判断するために必要なものとして、その株式買付行為の事前に株式取得の目的や株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、趣旨を逸脱した運用を行わないこととします。

2. 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、買付ルールに則った手続の客観性、公正性、合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しています。独立委員会の委員は、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者ならびに社外取締役の中から構成されるものとしております。

3. 検討評価

独立委員会が必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示し、その開示した日から以下の評価期間を確保した上で、独立委員会が、大規模買付行為の妥当性を検討・判断し、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを取締役会に勧告するものといたします。

検討評価期間

対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株券等の全部の買付けの場合	60日間
上記以外の大規模買付行為の場合	90日間

また、当社は独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大60日を上限とし延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。

なお、独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行うことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもってできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

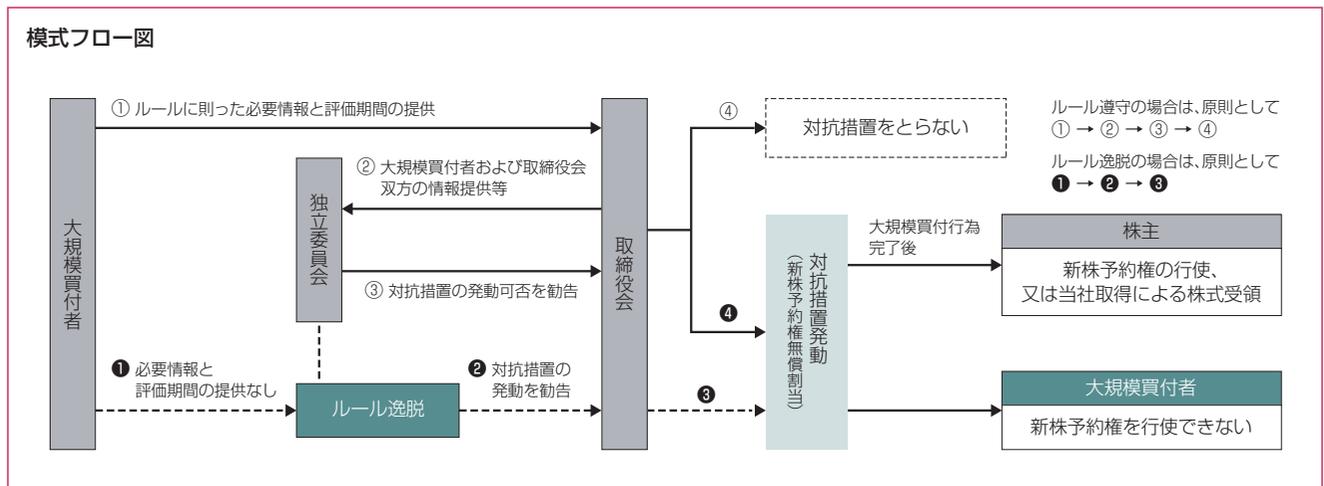
4. 対抗措置の発動

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置を発動するか否かを決定いたします。対抗措置とは、大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権を株主に無償割当てし、この新株予約権の行使により、結果的に当該大規模買付者の議決権割合を低下させ、企業価値ひいては株主共同の利益を害する恐れがある大規模買付行為の阻止を図るものです。

なお、当社取締役会は当該新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する当該新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

5. 有効期限

2013年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとしております。



※本プランの内容の詳細は、当社ホームページ(<http://www.kobelco.co.jp>)新着情報欄2011年4月27日付け「株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」をご覧ください。